

## 第3次君津市経営改革大綱（素案）について

総務部

### 1 施策案の趣旨、目的及び背景

今後、財政状況は厳しさを増していくことが予想されており、これまでの経営改革の取組を引き続き強力に推進するとともに、職員一人ひとりが強い気持ちをもって、更なる経営改革を実行するため、第3次君津市経営改革大綱を策定する。

### 2 施策案の概要

総合計画の将来都市像「ひとが輝き 幸せつなぐ きみつ」の実現のため、改革・計画・予算が連動した一体的な行財政運営を展開しながら、本市の経営資源を最大限活用し、財源の確保及び人的資源の確保（改革を実行するための職員の時間を生み出すこと）により、総合計画の実効性を確保する。

#### (1) 改革の方策

ア 将来を見据えた行財政基盤の確立・推進

将来を見据え、より効率的で強固な行財政基盤を確立し、推進する。

イ ファシリティマネジメントの強力な推進

限りある経営資源を最大限活用するため、徹底した「選択と集中」を行い、公共施設等のあり方の見直しを強力に推進する。

ウ 誰もが実感できるDXによる改革

デジタル技術を活用し、市民と職員が便利を実感できる改革を推進する。

エ 働き方改革・業務生産性向上の推進

総合計画を推進するための人的資源の確保や、働きやすい職場づくりを推進する。

#### (2) 推進体制

市長を本部長とする「君津市経営改革推進本部」において、取組に対する進捗状況を定期的に評価・検証する等、着実に経営改革を推進する。

また、市民の意見や外部の視点を取り入れるため、企業団体の代表者や学識経験者等で構成される「君津市経営改革推進懇談会」へ進捗状況を報告し、助言を得ながら取り組むとともに、市ホームページ等で広く公表する。

### 3 施策案の期間

令和6年度から令和8年度までの3年間

#### 4 まちづくり意見公募手続

(1) 意見提出期間

令和5年12月8日（金）から令和6年1月9日（火）まで

(2) 周知方法

広報きみつ12月号、市のホームページ、自治会回覧等

(3) 資料の入手方法

ア 閲覧：総務課、市民センター、公民館、コミュニティセンター、  
中央図書館、市のホームページ

イ 配布：総務課、市のホームページからのダウンロード

(4) 意見の提出方法

持参、郵送、ファックス、電子メール、市のホームページ内の回答フォーム

(5) 提出・問合せ先

総務課 電話 0439-56-1232 Fax 0439-56-1404

E-mail somu@city.kimitsu.lg.jp

#### 5 今後のスケジュール

令和5年11月16日	自治会回覧
12月	広報きみつ掲載
12月8日～1月9日	まちづくり意見公募手続
令和6年 2月	議会報告
3月	結果及び最終案の公表